

# 事故報告書の提出方法

## 1 提出方法

### (1) 事故直後の電話による報告（電話報告）

次の場合には、電話にて事故の状況を報告してください。

- ア 利用者が事故による負傷などが原因で死亡に至った場合
- イ 生命等に関する重大な事故が発生した場合
- ウ 食中毒、感染症（法定の感染症・疥癬・結核等）の発生が認められた場合
- エ 職員の法令違反及び不祥事の発生

※居宅サービス等の事業者である場合には、居宅介護支援事業所のケアマネジャーにも同様の報告をしてください。

※ア～エ以外は、文書による報告をお願いします。

### (2) 事故報告書の初回提出（文書報告・第一報）

事故発生後、病院への搬送、家族等への連絡も含めた必要な対応を行い、事故発生日から遅くとも5日以内に、郵送又は持参により事故報告書を提出してください。

事故の原因分析や再発防止に向けた取組みの検討等が終了していない場合は、事故報告書の「1 事故状況」から「6 事故発生後の状況」までを記入して報告してください。

### (3) 事故報告書の再提出（文書報告・最終報告）

事故の対応が完了した時点で、第一報で報告できなかった内容（事故の原因分析や再発防止策等）又は内容の修正がある場合は、郵送又は持参により事故報告書を再度提出してください。

※食中毒及び感染症の発生の場合は、事故報告書を提出した後も状況を電話にて報告し、食中毒及び感染症が終息した時点で再度、事故報告書を提出してください。

## 2 報告先

事故が発生した場合、次の両者に報告すること。ただし、(1)、(2)が同じである場合は、(1)のみでよい。

- (1) 鎌ヶ谷市高齢者支援課 介護保険係 電話 047-445-1380  
〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1

※感染症が疑われる場合は、保健所感染症対策課（電話 043-238-9974）へ、  
食中毒が疑われる場合は、保健所食品安全課（電話 043-238-9935）へご連絡願います。

- (2) 被保険者の属する保険者

報告については、個人情報の取扱いについて慎重を期すため、FAXやメールではなく、電話・郵送・持参のいずれかの方法による報告をお願いします。